

平成26年(東)第4608号 和解仲介手続申立事件
申立人 長谷川 健一ほか2769名
被申立人 東京電力株式会社

直送済

平成27年5月7日付け「申入書」に対する回答

平成27年5月29日

原子力損害賠償紛争解決センター 御中
申立人代理人弁護士 佐々木 学 先生

被申立人代理人弁護士

棚 村 友 博



(連絡担当) 同

塚 本 弥



頭書事件について、申立人[REDACTED]様（以下、「申立人様」といいます）から提出された平成27年5月7日付け「申入書」（以下、「本件申入書」といいます）に対して以下のとおり回答いたします。

（1）ADRを理由に直接請求の支払いを拒否することはないこと

被申立人においては、ADR手続の申立があり、これが係属していることを理由として直接請求のお支払いを拒否することは一切ございません。

確かに、ADRが係属している方からの直接請求については、二重払い防止のため、当該ADRの進捗を確認したうえでお支払い手続きを進めておりますが、この作業は通常、当日中もしくは翌営業日中には完了するものであり、このために直接請求に関するお支払いが滞ることはございません。

（2）申立人様らへの支払いが遅れた理由について

申立人[REDACTED]様及び同[REDACTED]様に対する直接請求手続でのお支払いに滯りが生じた事情としては、申立人様に対しては、就労不能損害について直接請求をいただき、平成23年3月11日から平成26年2月28日までに關して、合計748万5000円をお支払いしているところ、申立人様を事業専従者とされている[REDACTED]業様へ対しても平成23年3月11日から平成27年2月28日までの逸失利益についてお支払いしており、二重払いとなっているため、コン

ピューターシステムではなく、別個に手作業で支払手続を進めることとなったことによるものです。

(3) ADRの成り行きを見ないとお支払いができない旨のご説明について

本件申入書によれば、申立人様からのお問い合わせに対して、被申立人担当者が「あなたと娘さんは、飯館村のADR集団申立に参加しているが、そのADRの成り行きを見ないとあなたと娘さんの分の避難慰謝料は支払うことができない。」、「当該支払の停止について『本社からの指示である』と話し」とござります。

本発言は、被申立人担当者が、上述した状況を十分に理解せずにご説明申し上げたものであり、申立人様には不快な思いをさせてしまったこと、ご心配、ご迷惑をお掛けしてしまったことをお詫び申し上げます。

(4) お支払い状況について

申立人[]様及び同[]様に対する本件申入書に係る直接請求に対するお支払は、平成27年5月19日にお振込させていただいております。

以上、ご回答申し上げるとともに、申立人様には不快な思いをさせてしまったことについて、重ねてお詫び申し上げますとともに、今後、このようなことがないよう、改善に取り組む所存でございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以 上